

郵政民営化委員会（第113回）議事録

日 時：平成26年4月4日（金）14：15～15：45

場 所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室

出席者：増田委員長、米澤委員長代理、老川委員、三村委員

日本郵政株式会社 谷垣専務執行役、篠田専務執行役

日本郵便株式会社 立林執行役員、河本執行役員、中島常務執行役員

○増田委員長

それでは、お待たせいたしました。ただいまから「郵政民営化委員会（第113回）」を開催いたします。

本日は、委員4名の出席を頂いておりますので、定足数を満たしております。

お手元の議事次第に従って議事を進めてまいります。

本日は、平成26事業年度の日本郵政及び日本郵便の事業計画の概要などについて、各社から御説明を受け、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、事業計画の概要について、日本郵政の谷垣専務執行役及び日本郵便の立林執行役員から、また、「郵便局のみまもりサービス」について、日本郵便の河本執行役員から、合わせて30分程度で説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○谷垣専務執行役

日本郵政の谷垣でございます。改めてよろしく申し上げます。

それでは、お手元の「資料113-1」と書きました「日本郵政株式会社の事業計画の概要」につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

お手元に置いてございますのはプレスリリースで、本来の計画そのものは文章で書いたものでございますけれども、わかりやすいようにA4横でまとめてございますので、こちらのペーパーで御説明させていただきたいと思います。

それでは、1ページ、まず「事業計画の法的位置づけ」でございます。

これは毎年のごとくでございますが、日本郵政、後から御説明する日本郵便も同じでございますが、事業計画につきましては、毎事業年度開始までに策定をして、総務大臣に認可申請を行い、年度内に総務大臣の認可を頂くこととなっております。平成26事業年度事業計画につきましては、本年の3月31日に認可を頂いております、公表されているということでございます。

認可申請の際には資金計画書、収支予算書を添付することになってございます。

続きまして2ページ「業務運営の基本方針」でございます。「グループ経営理

念」の下に「持株会社の業務」と「業務運営上の留意事項」をまとめて書いてございます。

主な業務は3点ございまして「持株会社の業務」といたしましては、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社の経営の基本方針の策定及び実施の確保並びに、100%株主でございますので株主としての権利の行使が1点目でございます。

2点目は、グループ各社が個別に実施するよりも、集約してやったほうが効率的な実施が見込まれるような間接業務を受託いたしまして、事業子会社等の業務支援を行うということでございます。

3点目は、持株会社が直接営んでいる事業といたしまして、通信病院とかんぼの宿等の宿泊施設の運営等がございます。

「業務運営上の留意事項」といたしましては、日本郵政株式会社法の5条に規定をされております郵便・貯金・保険のユニバーサルサービス提供の責務と、引き続き東日本大震災の復興支援に取り組むということを事業計画に記載しているところでございます。

3ページ、経営管理でございます。

先ほど申し上げたような、基本方針の策定及び実施の確保等を行っている訳でございますけれども、四角の中の○の2つ目、経営の重要事項に関しましては、各子会社にグループの基本方針の遵守を求めて、グループ全体に重大な影響を与える事項でありますとか、経営の透明性確保に必要な事項につきましては、個別の承認又は報告を求めてございます。

今事業計画に記載をしております主な実施施策は、星印で5つ書いてございますが、1点目、グループ各社のコンプライアンス・プログラムの策定及び推進状況、内部監査態勢・監査状況を的確に把握して、必要な支援・指導を行うこと。

2点目、不祥事の再発防止等につきまして、トップ自らが根絶に向けて社員に働きかけて取組を推進するとともに、引き続きグループの社風・体質改善に取り組むということ。

3点目、グループ各社の公益性・公共性、お客様満足の観点から、そういうものの向上に取り組むとともに、グループの社会的責任を踏まえたCSR活動に取り組むということでございます。

4点目、株式の早期上場及び政府による株式処分を可能とするために、所要の準備を急ぐことと、郵便貯金銀行と郵便保険会社の株式処分に係る方針の明確化に向けた検討を実施するという旨です。

5点目、グループ全体の企業価値向上を目指しまして、中期経営計画を踏まえた子会社の収益力の強化でありますとか、更なる効率化等が着実に進展する

ように、グループの経営管理を行うということが書いてございます。

4 ページ、先ほど申し上げた、グループの各社がばらばらであるよりは集約して行った方が効率的な業務につきまして、持株会社として、シェアード・サービスとして以下の7点について実施をしているものでございます。

1 点目、PNET等、電気通信役務及び情報処理サービスの提供。

2 点目、人事及び経理に関する業務。

3 点目、福利厚生に関する業務。

4 点目、不動産の管理とか設計・工事等に関する業務。

5 点目、人材派遣・紹介の業務。

6 点目、コールセンターに関する業務。

最後は郵政大学校を通じた人材育成に関する業務ということでございます。

5 ページ、こちらは持株会社が直接営んでいる事業でございます。前回の民営化委員会におきまして御説明を申し上げた点でございます。

1 点目が病院でございますけれども、全国に14カ所の通信病院を企業立病院として運営してございまして、この病院の経営改善に取り組んでいるところでございます。

具体的には、地域医療との連携でありますとか、救急医療の強化等によります増収対策であるとか、委託契約の見直しによりまして経費節減、事業譲渡等を含む見直しに取り組んでいる。

それから、医療サービスの向上、地域医療サービスの提供であるとか患者満足度の向上等を推進してございます。

2 つ目、宿泊施設の運営でございますが、メルパルク11カ所、かんぽの宿等71カ所の運営・管理を行ってございまして、こちらも増収対策であるとか、あるいは施設配置の見直し等によります効率化を着実に推進をいたしまして、単年度黒字化に向けた経営改善に今は取り組んでいるところでございます。

あるいは施設の一部を介護予防事業者に貸与をして、身体機能の改善を図るような業務等の試行も現在は行っているところでございます。

6 ページが、添付しております資金計画書と収支予算書でございますけれども、7 ページ目に、分かりやすいように損益計算書の形にまとめてございますので、7 ページをご覧いただきたいと思っております。

ご覧のとおり、25年度の計画と比較をしております。一番下の当期純利益が、25年度の1,350億円から1,270億円と、80億円ほど減少してございます。大きな原因は、私ども持株会社が郵便・貯金・保険という子会社からいただく受取配当金が、子会社の最終利益見込から推定をして若干減少するであろうということを踏まえて、95億円程減少していることと、その他、貯金旧勘定交付金、国営時代に集めた郵便貯金の本来であれば預金保険機構に納めるべき金銭につ

きまして、当方、持株会社に納付されてございますので、これは年々額が減っている訳でございますけれども、その額も若干減っていること等を踏まえまして、当期純利益が減少すると見込んでいるところでございます。

最後、8ページ、総務大臣から認可を頂くに当たりまして、要請事項を2点頂いてございます。

1点目、民営化を着実に推進する観点から、早期上場に向けて、市場で高く評価されるように、グループの収益力の多角化・強化、経営の効率化の更なる推進、内部統制の強化など、グループの経営管理を着実に進めるとともに、透明性を確保した経営を行うこと。

それから、宿泊事業、病院事業につきまして、経営改善のための取組を着実に進めることとございます。

参考までに、昨年度、25年度の事業計画の要請事項について記載をしてございます。

説明は以上でございます。ありがとうございます。

○立林執行役員

続きまして、資料113-2「日本郵便株式会社の事業計画の概要」につきまして、御説明を申し上げます。

日本郵便の立林と申します。よろしくお願いたします。

資料をおめくりいただきましたところで、1ページ目は全体の構成について御説明を申し上げます。

「はじめに」から第4までの章立てとなっております。「第1 業務運営の基本方針」から「第4 その他事業の運営に関する事項」のあたりは、総務省の省令によりまして、こういった内容をということで規定されているところに沿った形の記述となっております。

「はじめに」で事業計画の前提、基本方針で業務運営の方針と具体的な取組、第2で法定区分ごとの業務概要を記載し、第3につきましては郵便局等の設置等に関する方針を記載させていただき、最後のその他でネットワーク活用等の事業運営に関する事項を記載してございます。

概要について御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目「業務運営の基本方針等」でございませけれども、私ども日本郵便株式会社の責務でございますところの基本的なユニバーサルサービスを郵便局で一体的に実施する、そういった責務を有しているということ、そして郵便局ネットワークの水準の維持、価値の向上というところについて、記述をさせていただいております。

その下の「業務運営の基本方針」といたしましては、本年度の基本方針を4点に定めてございます。

1 点目、景気回復期への転換を踏まえた収益拡大。

2 点目、持続的な成長に向けたビジネススタイルの変革。

3 点目、将来に向けた基盤整備。

4 点目、上場企業グループに求められる内部統制の確立。

おめくりいただきまして、3 ページ目から「業務運営の具体的な方針」につきまして、簡単に御説明させていただきます。

方針の中身を、次の4 ページまで4 つのカテゴリーに柱立てしてございます。

まず「収益力の強化」につきましては、①から⑤まで5 点ほど掲げてございます。

①はいわゆる郵便利用の関係で、手紙の楽しさを伝える活動の展開等でございます。

②はゆうパック事業・ゆうメール事業につきまして、サービスの内容見直し、改善・拡充等、新規サービスというところの開発でございます。

3 点目は、金融関係ですが、委託元でありますゆうちょ銀行・かんぽ生命と連携した研修等によりまして、社員の営業力強化を図ってまいります。また、新たな学資保険の販売に取り組んでまいります。

4 点目、がん保険等提携金融サービスの取扱局の拡大、物販事業の商品拡充、不動産事業の推進といった項目でございます。

最後に、それ以外の新たな業務への進出の検討・着手でございます。

2 点目の柱といたしまして「生産性の向上・ネットワーク価値向上」でございます。これも4 点ほどでございます。

まず1 点目、郵便・物流ネットワークの再編の関係。

2 点目、郵便局ネットワークの最適化の関係。

3 点目、次世代郵便情報システムの構築。

4 点目、資金管理体制の充実。これは郵便局の現金、機器類の増配備をやるうと思っております。

4 ページ目、3 つ目の柱といたしまして「企業基盤の強化」について触れてございます。こちらも4 点。

頑張った人が報われる新たな人事・給与制度。

2 点目、人材育成体系の再構築、女性活躍推進。

3 点目、老朽化した郵便局舎等の建物、設備の改修。

4 点目、コンプライアンスの徹底でございます。

最後に「東日本大震災からの復興支援」について記述をさせていただいているところでございます。

5 ページ目「その他事業の運営に関する事項」といたしまして記述しておりますのが、大きく分けまして4 つでございます。

中でも「1、郵便局ネットワークの維持・活用」につきましては2点ほど。

まず、1点目といたしましては、地域のワンストップ行政機能の充実という点でございます。

2点目といたしましては、自治体との連携による地域特産物のカタログ販売、手紙文化の振興に加えまして、いわゆる「郵便局のみまもりサービス」の試行の拡大に取り組んでまいります。

2から4までの3点につきましては、いわゆるユニバーサルサービスの基準となっておりますところを、きちんと今後ともやってまいるということを記述させていただいております。

6ページ目は、この計画に添付してございます収支予算書、資金計画書で、先ほど日本郵政の関係で御説明がありましたとおりのこういった形式で添付をさせていただいておりますが、7ページ目に、損益計算書の形で、昨年度の計画との対比という形で載せさせていただいております。

全体といたしまして、本年度の営業収益は、昨年度に比べまして651億円増ということで、特に通販市場等の取込みによりまして、郵便・物流関係での増収というものを見込んでございます。

一方、営業費用につきましても、昨年度計画に比べまして894億円の増ということで、業務量の増加に対応した人件費の増、同じく集配運送料等の増というところ、システム関係の一時的な増加というところがございます。

これによりまして、営業利益につきましてはマイナス20億、経常利益は62億でございます。

その1つ下に「特別損失」という欄で、351億円の特別損失を計上する計画となっております。これは、先ほども申し上げましたように、老朽化した郵便局の、例えば防水でありますとか外壁の修理というところを、集中的に中期経営計画の中で取り組んでまいります。その1年目ということでございますけれども、本来であれば、過年度に当然やっておかなければいけなかったメンテナンスの費用もあるということから、営業費用ではなくて、特別損失という形で計上させていただいているものでございまして、こちらが351億と、かなり大きな額となっております。

こうしたこともございまして、税引後の当期純利益につきましては、▲267という計画となっております。

8ページ目「事業計画の法的位置付け」ということで、先ほども、日本郵政のところで御紹介がございました法的な枠組みにつきまして、御説明をさせていただいているというものでございます。

本年度につきましても、平成26年3月31日に総務大臣の御認可を頂き、公表されているというものでございます。

9 ページ、日本郵政と同様に、日本郵便につきましても3月31日に認可を頂いた際に、総務大臣から要請事項が付されてございます。本年度の要請事項は太枠の中にございますとおり、2点でございます。

1点目は、引き続き収益力の多角化・強化、経営の効率化の更なる推進、内部統制の強化というところとプラスしまして、システムや施設・設備などの戦略的投資を行うに当たっては、利用者利便の向上に配意をすることといった趣旨の要請でございます。

2点目、郵便局ネットワークの活用等に対して、高齢化の進展に対応し、地域活性化に資する観点から、公共性・地域性を十分に発揮するための取組を更に積極的に進めるとともに、ユニバーサルサービスを確実に提供することといった御要請を頂いているところでございます。

その下に書かせていただきました、昨年度の際の要請事項は3点でございます。旧郵便事業会社、旧郵便局会社の統合の関係の御要請が1点目にございましたけれども、これにつきましては、本年度の関係では御要請には入っていないというところでございました。

駆け足でございますが、日本郵便株式会社の事業計画について、御説明をさせていただきます。

○河本執行役員

引き続きまして、資料113-3に基づきまして「郵便局のみまもりサービス」の試行状況につきまして、御説明いたします。

日本郵便の河本でございます。よろしく申し上げます。

表紙をおめくりいただきまして「サービス概要」は、昨年10月試行に着手したスキームと変わっておりません。生活状況の月1回の確認と報告書の送付、利用料に関しましては月額1,000円というところで、これは確認のために添付をさせていただきます。

2ページ「実施エリア」、こちらも試行期間中変更はございません。6エリア103局で実施をしております。利用者数でございますが、開始の10月から先月3月まで、表の形で増えていきまして、3月末時点の利用者は89名ということでございます。

これは利用者の数でございます。口頭でお申込みと解約を説明させていただきます。お申込みが99件。99顧客からお申込みいただきました。

残念ながら、この6カ月間で10人のお客様から解約のお申出を頂いています。主な理由でございますが、お亡くなりになった等を除きますと、プラスの面では、この「みまもり」をきっかけにお子様と連絡を頻繁にとるようになったので、このサービスの必要はございませんと、また、これを機会に妹と同居する

ようになりましたというような例がございました。

ネガティブなケースとしましては、既に機械というので、具体的にはセキュリティーなのか家電なのかわかりませんが、そちらのサービスを受けておりましたので、お子様の方から解約のお申出があったということと、入院をきっかけに行政の提供する携帯電話による見守りサービスを受けるようになったという例もございます。

増減ございまして、今、89名という状況でございます。これに関しましては、チラシ等を使いまして、通常の営業の活動の中では勧奨をしているという状況でございます。

色々なニーズに的確に対応していかなければならないと思っておりますので、そういうことを踏まえて、試行のレベルを上げていきたいと考えております。

現状の試行の状況につきましては、説明は以上でございます。

○増田委員長

続きまして「郵便局ネットワークの現状」について、日本郵便の中島常務執行役員から、20分程度でお願いします。

○中島常務執行役員

資料113-4でございます。

まず2ページ「郵便局数の推移」、民営化以降の推移でございますけれども、この間、いわゆる東日本大震災によります一時閉鎖とか、郵便局の統廃合によります直営局の廃止等ございましたが、営業局数で見ますと、現時点におきましては、民営化時に比べまして、108局増加をしているというものでございます。

3ページ、1955年からということで、ロングスパンで人口と郵便局数の推移を見てございますが、ほぼ人口の増加に合わせて郵便局も増加をしてきているというものでございまして、1局当たりの人口を見ますと、おおむね5,000人強ということで推移をしてきております。

4ページ、過疎地域における郵便局数の推移ということでございますが、指定地域が拡大したりしてございますので、郵便局会社の時点と日本郵便の時点でそれぞれ局数を見ておりますが、いずれにしましても、簡易局の一時閉鎖の再開ということで増加をしてきているというところでございます。

5ページ以降は、郵便局のネットワーク価値を高めるためにどういう取組をやっているのかということでございまして、その1つ目といたしまして、郵便局店舗の最適配置というものでございます。これは端的に申し上げますと、地域の変化に対応して郵便局を配置していこうというものでございます。

具体的には、下の方に書いてございますように、郵便局の新規出店、これは主に、例えば新駅ができた所、集客力のある大型商業施設といったもので、利用者の拡大がより期待できるという所に新規出店をしてきておるということで、

民営化後ですが、それほど多くございませんで、現在までに12局実施をしてきたということでございます。今年度につきましては10局開局する予定でございます。

下に写真で示しておりますのは、滋賀県の南草津、これは新駅の開業に伴います人口増でございます。それから、千葉の流山おおたかの森、これは駅前の商業施設の中に入っておるということで、いずれも1日200人以上のお客さんに来ていただいて、非常に利用されておると見ております。

6ページ、最適配置のための取組②でございますけれども、都市部の郵便局の統廃合というところでございますが、下の絵を見ていただきますと、西新宿の例でございますが、非常に郵便局が稠密に配置されておるということで、こういった自社競合が起きているといった場合には、統廃合を実施してきておりまして、民営化以降これまでも57局廃局をしております。

また、一方、右の方、岡山県の例が書いてございますが、非常に過疎化が進んでおりまして、郵便局も非常に老朽化して耐震上も問題があるということで、では廃止をするのかということも1つの選択肢としてある訳でございますが、やはり郵便局の配置状況とかを見ますと、引き続き運営形態を簡易局という形に変更しましてサービスを継続しておるという事例でございます。民営化以降これまでもこういった形で5局実施をしているところでございます。

7ページ、これは機能強化ということでございますが、より御利用いただきやすいように郵便局を配置するというところで、1つは、ここに書いてございますが、コンビニとかショッピングセンター、自治体の施設といった所に郵便局を出店するというところでございまして、これまで民営化以降、46局出店をしてきておりまして、多くはコンビニさんと併設をしている、写真に町田木曾の例がございまして、こういった出店をしてきている訳ですけれども、今年度はコンビニとの併設等、全体で29局こういった形で出店をするということで計画をしてございます。

また、ターミナル駅とかの比較的利用の多い店舗で、非常に窓口ロビーが狭いとか、色々な問題を抱えておった訳ですが、そういった所につきましては、ロビースペースの拡大とか、カウンターの相談コーナーを設けるとか、そういった形でより利用しやすい郵便局にしていくということで、本格的に取り組んでいきたいと思っております。

写真は自治体について最近出店した事例でございますけれども、鳥取市の福部という支局に出店をさせていただいたというものでございます。

8ページ目、機能強化の2つ目ということでございますが、より利用しやすい店舗空間作りをしていこうということでございまして、色々な形で施設改善をしていこうというもので、1点は「快適な郵便局の空間作り」ということで、

女性とか高齢者向けの店舗の設置をしたい。

2つ目は、その中に置きますロビー内什器とか、そういったものもより使い勝手のいいものにしたい。

3番目は、非常に古い郵便局もございますので、そういった郵便局の内外壁塗装も実施しているというものでございます。

私どものお客さんは特に女性とか高齢者の方が多い訳ですけれども、そういった方にしっかりターゲットを絞って、まず八重洲の地下街で1つ試行的に店舗を設置したいと考えております。これにつきましては、例えば時間外での金融相談とか物販とか、そういうものを現在考えておる訳ですが、更に平日の例えば郵便の時間延長といったものについても検討していきたいと考えておるところでございます。

9ページ、これは、従来から機能強化ということで進めておるものでございまして、駐車場の整備、安全性確保のための耐震補強工事、最後はバリアフリーの取組。これも引き続き進めていくことにしております。

10ページ、震災復旧に向けた取組ということでございまして、震災時には私どもの東北3県の約半分の局が被災をして休止をしたということでございますが、その後、復旧の取組を行ってきまして、現在休止しているのは38局で、そのうち直営郵便局が29局ございます。下に表がございまして、現在29局直営局で休止をしているというものにつきましては、自治体の復旧計画、復興計画の具体化に合わせまして順次復旧をしていくということで、現段階におきましては12局直営局を復旧させたいと考えております。

この中で、直営局だけでまだ17局残る訳ですが、こういった局はほぼ沿岸部といえますか海沿いの所にあった郵便局でございまして、そういった所につきましては今後の復興の進展状況を見ながら復興をしていくということで、注視ということにしているところでございます。

また、原発エリアで現在24局休止をしております、営業しているのは原発避難区域内の南相馬市に1局、飯舘村に1局、この2局が現在開局しております、この24局につきましては、地域の除染状況とか、下水道の状況とか、住民の方の帰還状況を見ながら、自治体の方とよく連携をしながら再開に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

最後、11ページ「一時閉鎖中の簡易局に対する取組み」でございまして、一番多い時には454局まで一時閉鎖が増加したということで、非常に大きな問題ということで、これについては最優先で取り組んできまして、現在では221局という形になってきておる訳ですが、これについては、引き続き受託者の確保に努めて、解消に努めていきたいと考えております。ただ、一時閉鎖が非常に長期化している、特に、民営化以前から閉鎖になっているところがございまして、

そういったところにつきましては、地域の需要動向といったもの、その他の郵便局の配置状況を見まして、お客様の利用に支障がないものについては整理といたしますか、廃止という形で取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、今までの御説明に対して、御意見等ございましたら、各委員からお願いしたいと思います。

老川委員、どうぞ。

○老川委員

2つばかり伺います。

1つは、今日の新聞に載っていますが、佐川急便が信書の配達をやるということで、私もよく分からないのだけれども、信書というのは一応郵便がやるとなっている筈なのですが、現実にはバイク便とか色々あって、既に民間の宅配業者がやっている部分がある、そこら辺の仕分けはどうなっているのか、つまり、信書の内容で分けているのか、あるいは料金とか、1,000円どうのこうのということがあると思うのだけれども、その辺がどうなっているのかということが1つ。

郵便の扱い数が傾向としてはずっと減ってきている中で、しかし、宅配業者がこういう分野に積極的に出てくるということは、何かビジネスになると考えているからなのだろうと思うのですが、そうであると、今後、信書もしくはそれに関連したものの、いわゆる一般の民間宅配業者との競争といたしますか、こういうのがもっと出てくるのではないかと思うので、そうなると、郵便事業の特徴といたしますか、優位性をどういうところで確保していくのかという辺りをどう考えておられるのかということが1つ。

もう一つは、別件ですが「みまもりサービス」、始まってまだ日も浅いですが、これから色々増えていくところがあるのかと思いますが、1つは、安否確認が一番大事なところだと、これはそのとおりですが、同時に、これは地方でもそうだし、案外都会でもそうなのですが、いわゆる買い物難民といたしますか、このニーズは相当高いのではないかと思うのですが、そういう分野に手を伸ばしていく可能性はどうか、コスト的に見合わないとか、あるいは色々問題があるのかもしれないけれども、ニーズという面言えばかなり高いのではないかと思いますので、そこら辺をどうお考えになるか。

以上、2点を伺います。

○増田委員長

初めの信書便の関係は郵便の方ですかね。

○立林執行役員

私ども事業者といえますか、日本郵便という立場からでございますけれども、佐川さんの方がどういったことをお考えなのかというのは、私どもからコメントするのはどうかということがございます。

御承知のとおり、信書の問題につきましては、信書便という枠組みの中で規律をされているものと承知してございますし、私どもは郵便のいわゆるユニバーサルサービスの責務を負っている立場から、郵便物と信書の送達というところにつきましては、その中でやっていくことになるのではないかと考えております。

サービスとして、当然、宅配の方々に対して、私どもの郵便あるいは非信書の部分、ゆうメールですとかゆうパックですとか、そういったところで競合していくところは当然のことではございますけれども、信書という話でございますと、私どもが法律で責務とされている郵便のユニバーサルサービスに対する影響というものを考えざるを得ないと思っております。

○増田委員長

仕組みとして、これは特定信書便なのではないかと思うのですが、今のはそれに対してどう経営戦略するかということなので、仕組みをもうちょっとおわかりの方、御説明いただけますか。

では、事務局長さん。

○利根川事務局長

いわゆる信書の送達に関する事業につきましては、全国に配達をするという一般信書便と、特定のマーケットを対象にする特定信書便という2つに大きく分けられていまして、今、佐川さんのお話がございましたけれども、それは特定信書便に該当するものです。一般信書便の参入者は今のところゼロです。

特定信書便に関しましては、1,000円超の高い料金を取る信書便を対象にするもの、あるいは90センチを超えとか、4キロを超えといった大きいか、重いものを対象にするもの、3時間以内で配達をするという、早く配達をするといったもの。この3つに関しては、民間の参入を認めるという制度になっています。

特定信書便はバイク便を中心に参入者が出てきたのですが、今は佐川さんのような宅配事業を主としてやっておられるところも入ってきているということでございます。

そこで、どういうところまで信書便事業を認めるかということについては、いろいろな政策的な議論があったと記憶しておりますけれども、郵便のユニバーサルサービスに対する影響、クリームスキミングということが起きがちなものですから、そういったものを勘案して、今の制度、仕組みになっていて、こ

れについて、更にそこを緩和するかどうかという議論はまた別途あると聞いておりますが、現状においては先ほど申しました3種類、要するに、高いものか、大きいか重いものか、あるいはすごく早いものについて、民間の事業者の参入を認めたということで、そこは完全に郵便と競合しているということになります。

○老川委員

90センチ以下のもの、1,000円以下のものはない訳ね。

○利根川事務局長

一般的に郵便というのは小さくて軽いものを運ぶというのがメインでしたので、そういうところは郵便の事業としてやっていく。大きいとか重いものとか特異なものについては民間の参入を認めて、そこは自由な競争でやっていく。そういった区分けをしたということです。

○老川委員

ゆうパックなどの料金はどうなのですか。

○利根川事務局長

今のはあくまで信書でございますので、ゆうパックのような荷物は完全に宅配の世界ですので、自由です。

○増田委員長

これは佐川が特定信書便についてやっていいという指定というか、資格をとっているから。

○利根川事務局長

事業許可を取っています。

○増田委員長

それは完全に郵便と競合する訳ですね。そちらはそちらで佐川に持っていかれないように、きちんと努力をしていく、そういうことですね。

○立林執行役員

しっかりやりたいと思います。

○増田委員長

わかりました。

それから、2点目の「みまもりサービス」のこと。

○河本執行役員

御指摘のとおり、試行期間においても、期待しているサービスをあまねくお客さんに確認しておりますけれども、その中でも特に買い物支援サービスは色々な御意見でお伺いしております。

加えまして、本件の取組によって、それぞれの地域で取組をしないと、連携を希望する地元の小売業者さんも大変出てきております。実際に現在、コンビニ

ニさんを初めとして、2社さんほどと具体的にどういう事業スキーム、ビジネスモデルになるのかというところを協議しているところでございまして、地域的にはかなり限定されると思いますが、試行の段階で一旦そこはチャレンジをするというか、確認をしてみたい。

単に小売業者さんが食料品等を調達して、我々のネットワークで運ぶ、物流のところだけお願いするというところだけではなくて、双方に工夫の余地があると思いますので、現在、そこは試行の拡大の1ステージ、1ジャンルとして検討しておりますので、しっかりと確認できれば、また御報告を差し上げたいと思っております。

○増田委員長

三村委員、どうぞ。

○三村委員

今の話とも若干関係することですが、損益計算書全体を拝見しますと、営業収益は増、ただ、残念ながら、営業費用も増で、かなり大幅の増になって、結果として営業利益が厳しくなったという全体の枠組みなのですが、もちろん新しい施設の改善とか、情報、物流投資、これに相当に力を入れる。私はこれは長期的に大変いいことだと思っております。

ただ、少し中身を見ますと、郵便物そのものの取扱いは基本的には伸び悩み、これから伸びていくのは、例えばゆうメールとかゆうパックであるという話の中で、結果としてそれが人件費とか、運送料とか、集配料の費用増という形になっているという御説明だったと思います。

そうすると、これは現状の宅配ビジネスがそういう費用増の状況に入っているということがあるのですけれども、その中で、持続的成長を求めるという話からすると、このまま放置していい訳ではないということでもありますので、それに対してどういった分析とか整理をされるのか。

郵便を前提としたネットワークの再配置は、私は非常にいいことだと思っておりますが、ただこのまま放置すると、収益は伸びているのだけれども費用も一緒に伸びているという状況になりますから、郵便局として、あるいは日本郵便としてどのような強みを発揮しながら、3年ぐらいかけながらどういう方向に持っていくかのことについてお話を伺えればと思います。これぐらいの手応えを持っていますということだけで結構です。

○増田委員長

お願いいたします。

○立林執行役員

お答えいたします。

先般の中期経営計画の中でも多少その辺に触れさせていただいております

けれども、郵便というところにつきましては、長期的な物数低下というのはある程度避けられないところはあるだろう、それは世界的にもそうだとおっしゃると思いますが、ただいまございましたような集約化に伴った効率化、あるいはダイレクトメールを一層お使いいただくというところをもって、落ち幅をできるだけなだらかな形にしていきたいというのが1点でございます。

それから、収益の関係につきましては、御指摘のありましたゆうパックですとか、ゆうメールですとか、いわゆる今、伸びておりますのが通販、特にeコマースの関係で、全般的に荷物が伸びているという状況にありますので、その中で収益をとっていくという戦略になります。中期経営計画の中でもありましたように、ゆうパックを3年で5億個にするとか、ゆうメール関係は40億個にするとか、そういう形で取っていきたいと思っております。

ですので、物数を取ってくると、当然のことながら、どうしても人件費なり運送費がかかるところは多少あるかと思うので、来年度単年度で見ますと、そういったところが効いてくるのだらうと思っております、私どもといたしましては、もっと収益をきちんととれるような形で、もっと限界的にも利益が出るだけの収益を取っていききたいという戦略を採っております。

具体的には、特に、通販の中でも、どちらかというところと軽くして小型のものというところを中心にしてシェアを伸ばしてまいりたい、そういう方向性でこれからやってまいりたいと考えております。

○増田委員長

では、米澤委員、お願いいたします。

○米澤代理

3点ぐらいです。

最初は、今の三村委員の質問とかぶりますが、ホールディングとしての郵政の事業計画のところでお伺いしたのですが、受取配当金が減るということで全体の利益が減るという説明を受けたのですが、比較的日本経済が順調に来ている中で受取配当金が減るとするのは、1つは、今、日本郵便の方の説明を受けたのですが、全体としては特別損益を少し大きく立てるとということと、もう一つは、今日は特に説明はなかったのですが、もう昨年度になるのかな、比較的株高で収益が上がった点を、今回は固く見積もるとということ、この2点で受取配当金が減るという理解でよろしいのでしょうか。経済が比較的順調なところで、あえて減収と出したのはそのような理解でよろしいのかということが1点目です。

もう一点は、病院、宿泊施設もその中で検討していくとあるのだけれども、もう少し踏み込んで、縮小していくのですが、このような意図でやっていくと、お話を聞けたらいいかなと思っております。

同時に、今までほとんど議論の対象になってこなかったのですが、郵政大学校と、色々話には聞いたのですけれども、こういうのは民間になった時も維持していけるのか、民間になった時なじむのかどうか、教えていただきたいと思います。

最後、3番目なのですけれども、日本郵便さんの方で幾つか説明があったときに「新たな業務への進出」と書いてあったのですが、内容の説明を聞き漏らしたのかどうか分からないのですが、もし何か具体的なイメージがあれば、差し支えない範囲でお教えいただきたい。3ページ目「1、収益力の強化」の「⑤新たな業務への進出の検討・着手」と書いてあるのですが、何か具体的なものがあるのであれば、お教えいただきたいということでございます。

以上が大きく3点です。

○増田委員長

3点ありましたけれども、谷垣専務、お願いします。

○谷垣専務執行役

この前、第3四半期の決算を発表しました時に、通期見通しを発表しましたけれども、一番大きいのは、低金利でゆうちょ銀行の収益が相当減って行って、全体の最終損益が24年度に比べたら減るということでございます。ちなみに、この前の決算発表の時にどう申し上げたかということ、4,200億と申し上げたのですけれども、多少の上方修正はいたしますが、24年度に比べれば、ゆうちょの損益が減るのが一番大きいということでございます。

○篠田専務執行役

病院と宿泊につきましてお尋ねをいただきましたので、お話をさせていただきますと思います。

通信病院は14ございますが、もともと部内病院として発足した歴史がございます、病院の規模が大変小そうございます。いわゆる中小病院がほとんどでございます。50ベッドから100ベッドぐらいの範囲の病院でございます。従いまして、なかなか単体では損益的に考えますと厳しい、様々な経営改善努力はしておりますけれども、将来的に黒字化を図っていくことが難しい規模と受けとめております。

そうしましたことから、ただいま谷垣からも御説明いたしましたように、様々な増収対策や経費の節減に併せまして、事業譲渡を含む見直しに今、取り組んでいるところでございます。

ただ、病院というのは医療法上の許可事業でございますので、事業譲渡と申しましてもなかなか簡単にはいきませんので、様々な角度から慎重に進めているというところでございます。

かんぽの宿、宿泊施設の関係でございますが、これも元々は国営事業でござ

いました簡易生命保険事業の加入者福祉施設として作られてきたという経過がございまして、収益性を前提とするよりは、もちろんそれは1つの要素ではあったとは思いますが、国民利用者の方の均てん利用という観点で施設が配置をされてきたということがございまして、私どもも施設の見直しをいたしておりますが、採算面ではなかなか厳しい施設も数多くございます。

そこで、現在、71カ所の施設がございまして、4カ所が休館中でございましてけれども、個別に、将来的に経営改善が見込みにくい、利用の少ないところにつきましては、地元の自治体に丁寧な御説明を行いながら、施設の見直しにつきまして御相談をしているところでございます。

その中で、この3月1日にホームページに公表させていただきましたが、まず5カ所、この8月末をもちまして営業を終了することにさせていただいております。営業終了後は土地・建物の処分をしていきたいと考えております。その他にも、何カ所か自治体の方にお話をさせていただいているものがございましてけれども、地元の御事情等ございまして、個別名称につきましては控えさせていただきますと思います。

○増田委員長

郵政大学校の点は。

○米澤代理

それは特に後日何か説明をいただければ。私は基礎知識もないものなので。後日お聞きしてもいいのですけれども、郵政大学校というのは民営化されても続けていくような。そもそもよく分かっていないのですが。

○谷垣専務執行役

郵政大学校というのは、国営時代から、例えばお役所でいうと税務大学校とか、警察大学校とかというものから引き継ぎである内部の養成機関でございましたけれども、私どもは民営化しても一応そういうものを引き継ぎ持っている訳でございまして。

これはむしろ、部内の企業の社員の育成のために、どちらかというところからまた強化していこうと思っているところでございまして。その時に、例えば中でのいわゆる知識を与える訓練とか、人事と連動した養成訓練とか、両方ある訳でございまして、これまではほとんどグループ全体の知識付与のための訓練をグループから委託を受けてやっているとございましてけれども、これからもう少し、一部養成訓練みたいなものをしていこうという方向で、機能を強化していこうという方向で現在考えているところでございまして。これは持株会社が持つてございまして、グループからの委託を受けてやるという、先ほどのシェアード事業に入る訳でございまして。

○増田委員長

どうぞ。

○立林執行役員

3点目の新たな業務でございますけれども、残念ながら、現在、こういうものがある訳ではないのですが、私どもの持っております様々な経営資源を積極的に活用できるような、例えば空きスペースをとか、そういう観点みたいなところをもう少し考える中で、少しでも今、やっておりますような事業の多角化に将来的に結びつくようなことが出てこないかなということで、取り組んでいきたいと思っているのが、現在の実情でございます。

○谷垣専務執行役

先ほどの補足をちょっとさせていただくと、配当金の原資は、先ほど申し上げたようにゆうちょが一番大きいのでございますが、その前の年は5,627億円という物すごく大きい当期純利益が出た年なのです。それから比べれば、今年度も上方修正いたしましたけれども、それでも1,000億円以上最終利益が減っているという状況です。それは、ゆうちょが一番大きいのでございますが、例えば日本郵便にしても、かんぽも若干減っている状況もございまして、全般に、前年度が非常に高かったということがございますので、当然ながら配当収益が減るという見込みを立てているということでございます。

○増田委員長

私のほうから2点。

日本郵政の今回の事業計画の認可で、総務省の方から認可時の要請事項が一番最後に書いてありますが、昨年のもと比較すると「透明性を確保した経営を行うこと」と新たにつけ加わっていますね。ですから、このことについて、日本郵政としてどう受けとめているのか、それから、これを踏まえてどうこれを確保していくのか、その点についてお願いします。

2点目、郵便の方ですが、郵便局ネットワークと先ほど御説明があったのですけれども、今、もしわからなければ後でも結構ですが、1市ないしは1町村で1郵便局というのはどのぐらいありますか。それについて、もし資料があれば、わからなかったら後で結構です。1市町村で1つだけというところがどのぐらいあるかです。

○谷垣専務執行役

透明性の確保の観点でございますけれども、実は、要請事項を頂く前に、私ども自ら透明性を求めると申し上げている訳でございますが、例えば、例として良くないかもしれませんが、マスコミに一部かんぽの宿等で、偽造までいきませんが表示が若干正確でないということも、一応当方も発表いたしましたということもございます。

○増田委員長

食べる方のあれですね。

○谷垣専務執行役

ということもございますし、それから、先般、退職者の当方の問題もございましたので、そのことも含めて、これから上場企業としてきちんと開示をしていかなければならないという観点から、御指導を受けたものと思っているところでございます。

現に、私どもの社長が、毎月の会見を定例会見としてやっておって、その他にも適時適切に情報開示に努めてございますので、これから、上場時期についてはまだ申し上げることはできないのですけれども、そういうものを控えているという前提で進めていけということだと理解をしているところでございます。

○増田委員長

特に色々、トップも含めて中で随分その点について議論されていると思うのです。きちんと対応していただければと思います。

2点目の資料は何かありましたか。

○中島常務執行役員

今、私、手元に持っておりますが、ちょっと確認をしております、間に合えば。

○増田委員長

後日で結構です。ありがとうございました。

他にございますか。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。以上で本日の質疑は終えたいと思います。御苦勞様でした。

(日本郵政グループ関係者退室)

○増田委員長

以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様、他に何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

事務局の方からは。

○若林事務局次長

次回の郵政民営化委員会の開催につきましては、別途御連絡申し上げます。

以上です。

○増田委員長

それでは、以上をもちまして、本日の「郵政民営化委員会」を閉会したいと思います。

なお、この後、私から記者会見を行うこととしております。

本日はどうも御苦勞様でした。ありがとうございました。